

子ども・若者支援対策特別委員会の設置について（案）

- 1 山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第3条の規定により、本議会に委員9人をもって構成する子ども・若者支援対策特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、本県の将来を担う子ども・青少年の育成に向け、結婚・出産・子育て支援対策の充実を図るとともに、東京オリンピックの開催等を見据えた人材育成をはじめ、若者が多様な分野で活躍できる環境整備等を推進することを目的として、次の項目について調査審議する。
  - （1）結婚・出産・子育て支援対策の充実に関する事
  - （2）子ども・青少年の育成及び若者の活躍推進に関する事
- 3 本委員会は、上記の項目について閉会中も調査審議できるものとし、議会において調査審議終了を議決するまで存置するものとする。

以上の議案を、山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成29年3月17日

山形県議会議長 野川政文 殿

提出者	森 谷 仙一郎
	高 橋 啓 介
賛成者	石 黒 覚
	小 松 伸 也
	加 賀 正 和
	大 内 理 加
	阿 部 昇 司
	田 澤 伸 一
	志 田 英 紀
	鈴 木 正 法
	平 弘 造
	今 井 榮 喜

発議第9号

県土強靱化・危機管理対策特別委員会の設置について（案）

- 1 山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第3条の規定により、本議会に委員9人をもって構成する県土強靱化・危機管理対策特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、災害等に備え県土強靱化を図るとともに、県内外との交流を推進する高速交通網の整備や、県民生活に関わる危機管理対策を推進し、安全で活力ある社会の実現を目的として、次の項目について調査審議する。
  - （1）災害等に備えた県土強靱化対策に関すること
  - （2）高速交通網の整備に関すること
  - （3）危機管理対策に関すること
- 3 本委員会は、上記の項目について閉会中も調査審議できるものとし、議会において調査審議終了を議決するまで存置するものとする。

以上の議案を、山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成29年3月17日

山形県議会議長 野川政文 殿

提出者	森	谷	仙一郎
	高	橋	啓介
賛成者	石	黒	覚
	小	松	伸也
	加	賀	正和
	大	内	理加
	阿	部	昇司
	田	澤	伸一
	志	田	英紀
	鈴	木	正法
	平		弘造
	今	井	榮喜

産業振興・雇用対策特別委員会の設置について（案）

- 1 山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第3条の規定により、本議会に委員10人をもって構成する産業振興・雇用対策特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、本県の力強い経済発展と雇用の安定・働き方改革に向け、商工業及び農林水産業の一層の経営の安定・強化を図るとともに、交流人口拡大に向けた観光振興等を推進することを目的として、次の項目について調査審議する。
  - （1）中小企業の経営の安定・強化及び新規創業の促進等に関する事
  - （2）農林水産業における競争力の高い経営体の育成及び6次産業化等の新たな事業展開の促進等に関する事
  - （3）交流人口拡大に向けた観光振興に関する事
- 3 本委員会は、上記の項目について閉会中も調査審議できるものとし、議会において調査審議終了を議決するまで存置するものとする。

以上の議案を、山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成29年3月17日

山形県議会議長 野 川 政 文 殿

提出者	森 谷 仙一郎
	高 橋 啓 介
賛成者	石 黒 覚
	小 松 伸 也
	加 賀 正 和
	大 内 理 加
	阿 部 昇 司
	田 澤 伸 一
	志 田 英 紀
	鈴 木 正 法
	平 弘 造
	今 井 榮 喜